

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
(記載誤りは、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。)

◆世帯全員の「⑥年間収入見込額」が「⑦非課税相当収入限度額」以下の場合は、給付金の対象となります。その場合、**記入は終了です**。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 【D】×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	ニイガタ タロウ	2 人	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 8月	収入合計額 A+B+C=【D】 150,000 円			1,800,000 円	1,879,000 円
	30,000 円					120,000 円	0 円			
2	ニイガタ ハナコ	1 人	□課税 ☑非課税 □未申告	☑障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 8月	収入合計額 A+B+C=【D】 0 円			0 円	2,043,000 円
	0 円					0 円	0 円			
3	ニイガタ イチロウ	1 人	□課税 ☑非課税 □未申告	☑障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 8月	収入合計額 A+B+C=【D】 0 円			0 円	2,043,000 円
	0 円					0 円	0 円			

◆「⑥年間収入見込額」が「⑦非課税相当収入限度額」以下とならない世帯員がいる場合は、所得により判断するため、**裏面を記入してください**。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 【D】×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	フルマチ ジロウ	1 人	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 9月	収入合計額 A+B+C=【D】 160,000 円			1,920,000 円	1,469,000 円
	30,000 円					130,000 円	0 円			
2	フルマチ サブロウ	1 人	□課税 ☑非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 9月	収入合計額 A+B+C=【D】 75,000 円			900,000 円	965,000 円
	0 円					0 円	75,000 円			

※ 扶養している親族の状況に応じ、下表の該当する非課税相当収入限度額を⑦欄に記入してください。

※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得48万円以下)」「扶養親族(16歳未満含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	146.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187.9万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の扶養人数に応じた区分を適用。

**簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変世帯】**

○「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒にご提出ください。

1 年間収入見込額 (※ 申請書の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください)

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 【D】×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
	円					円	円			
2		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
	円					円	円			
3		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
	円					円	円			
4		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
	円					円	円			
5		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
	円					円	円			

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。
- ②「令和5年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。(例:通勤手当、児童手当など)

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、左表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

～所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください～

切り取り線

2 年間所得見込額

年間所得により申し立てる場合、申請書の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当 所得】 限度額 ⑫
	氏 名		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ・A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ・A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ・A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ・A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ・事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ・帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- :60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - :60万円超130万円未満 → 60万円
 - :130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- :110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - :110万円超330万円未満 → 110万円
 - :330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、右表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

記入上の注意点

◆全世帯員の状況を記入してください。全世帯員の「⑪年間所得見込額」が「⑫非課税相当所得限度額」以下の場合、給付金の対象となります。

「⑧給与所得控除額」、「⑨事業収入等の経費」、「⑩公的年金等控除」については、左部の「(記入上の注意)」を確認の上、記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当 所得】 限度額 ⑫
	氏 名		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	フルマチ ジロウ	1,920,000 円	360,000 円	700,000 円	860,000 円	919,000 円	
	古町 次郎						
2	フルマチ サブロウ	900,000 円			900,000 円	415,000 円	
	古町 三郎						

※ 扶養している親族の状況に応じ、下表の該当する非課税相当所得限度額を⑫欄に記入してください。

※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得48万円以下)」「扶養親族(16歳未満含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	41.5万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	91.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	123.4万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	154.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	186.4万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※ これを超える場合は、上記の扶養人数に応じた区分を適用。

〇問い合わせ先

新潟市物価高騰給付金センター

☎ 050-5527-3969 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページでも掲載しています。

- ・新潟市トップページから 検索 **価格高騰緊急支援給付金**
- または 右記二次元コードを 読み取り →



切り取り線